

第 67 回宇宙安全保障部会 議事要旨

1. 日時

令和 7 年 11 月 25 日（火）15:00～16:30

2. 場所

内閣府宇宙開発戦略推進事務局 大会議室

3. 出席者

(1) 委員

鈴木部会長（オンライン）、青木委員、石井満委員、石井（由）委員、井筒委員、遠藤委員（オンライン）、佐藤委員（オンライン）、新谷委員、土屋委員（オンライン）

(2) 事務局

内閣府宇宙開発戦略推進事務局 風木局長、渡邊審議官、西野参事官、猪俣参事官、井出参事官、奥田企画官

(3) 関係省庁

国家安全保障局 岡本審議官

内閣衛星情報センター 尾西調査官

外務省総合外交政策局 有元主査

文部科学省研究開発局 近藤企画官

経済産業省製造産業局 岩永総括補佐

防衛省防衛政策局 中野屋企画官

(4) 有識者

宇宙航空研究開発機構第二宇宙技術部門 河田参与

慶應義塾大学総合政策学部 福島准教授

4. 議事要旨

(1) 議題 1 「宇宙基本計画工程表の改訂について」、内閣府から資料に基づき説明した後、次のような議論があった。

- PFI 事業に関する記述について、現在の取組状況にあわせて更新を図るべきではないか。また、広帯域電磁波受信技術に関する記述について、記載の位置を検討すべきではないか。
- 以前は、領域横断という観点が重視されていたと認識しているところ、次に宇宙基本計画を改訂する際はサイバーや電磁波などの領域との統合についても検討するべきではないか。
- 宇宙の安全保障環境がより厳しくなってきたことに鑑み、これまでの「宇宙からの安全保障」や「宇宙における安全保障」といった整理は踏襲しつつも、次の戦略三文書ではいわゆるボディーガード衛星のような新しい技術についても言及すべきではないか。
- SSA に関しては、JCO に関する取組など、官民連携についてより打ち出していくべきではないか。また、収集した SSA データをどのように活用すべきかという点についても今後議論を

進めるべきではないか。

(2) 議題2 「シスルナ領域における安全保障について」、慶應義塾大学福島准教授から資料に基づき講演があった後、次のような議論があった。

- ラグランジュ点やハロー軌道については特定の国が独占できるものではない一方、月の南極域等に関しては着陸地点や資源等が限られているため、これらへのアクセスは利益に直結するのではないか。
- 米国においては一部の国による月面占有に対する強い警戒感がある中、日本がこうしたルール作りにおいて何ができるか検討することが必要ではないか。
- シスルナ領域に関しては、宇宙条約や月協定といった国際法の観点と、技術的な観点の両方から検討を進めが必要ではないか。

(3) 議題3 「Global MilSatCom 2025 参加結果について」、内閣府から資料に基づき説明した後、次のような議論があった。

- 従来の静止衛星を運用する通信事業者に比して、商用低軌道衛星コンステレーションを開するスター・リンクやアマゾンなどの動きが、より一層重要になってくるのではないか。

以上